

制限を設けてゐる。即ち女子は労働に於て男子と一樣には取扱ひ難い事情に在るから、工場法は或は女子の夜業を禁止するとか、産前産後に一定期間内の労働を禁止するとか、または一般的に、其の労働時間は男子よりも短く限定するとか、種々の顧慮が拂はれてゐる。特に一家の主婦たる者や、乳兒の母たる者の労働に關しては更に制限する必要があるもので、之に關する制限規定を設けてゐる。

第四に、工場法は成年男子の労働についても保護規定を設けてゐる。成年男子の労働者は經濟上の弱者でありながら、女子や年少者に比すれば遙かに其の自助能力が大であるので、法律はなるべく其の契約上の自由を尊重し、主として其の労働時間の制限を行ふことを以て足るとし、業間に休息時間を與へることと、進んでは其の夜業を制限することが普通に行はれてゐる。

○労働時間は何時間が最も適當であるか

○労働時間制限の理由

第五に、工場法は労働の行はれる場所に關しても、労働者を保護すべき道が考へられてゐる。即ち危険な作業に對しては其の危険防止の設備をなすこと、有害な作業に關しては、なるべく其の害毒を排除消滅せしむべき設備をなすこと、其の他工場や労働者の宿舍の如きは、十分衛生に注意を用ひて之を清潔にすることなど、種種の規定が設けられてゐる。

其の他の社會政策の施設

労働政策以外に於ても、農業政策、救貧政策、失業政策、住居政策、食糧政策などは國家または地方自治團體が

之を行つてゐるが、小作調停法、自作農創設維持補助規則、産業組合法、工業組合法、商業組合法、借地法、借家法、借地借家調停法、住宅組合法、公益質屋法、救護法などは其の主なるものである。さうして今後ますます其の行はれる方面と範圍とが擴大される趨勢に在る。之は時勢の要求であつて、而も社會生活の安全辨として必要缺く

○租税政策による社會政策にはどんな方法があるか

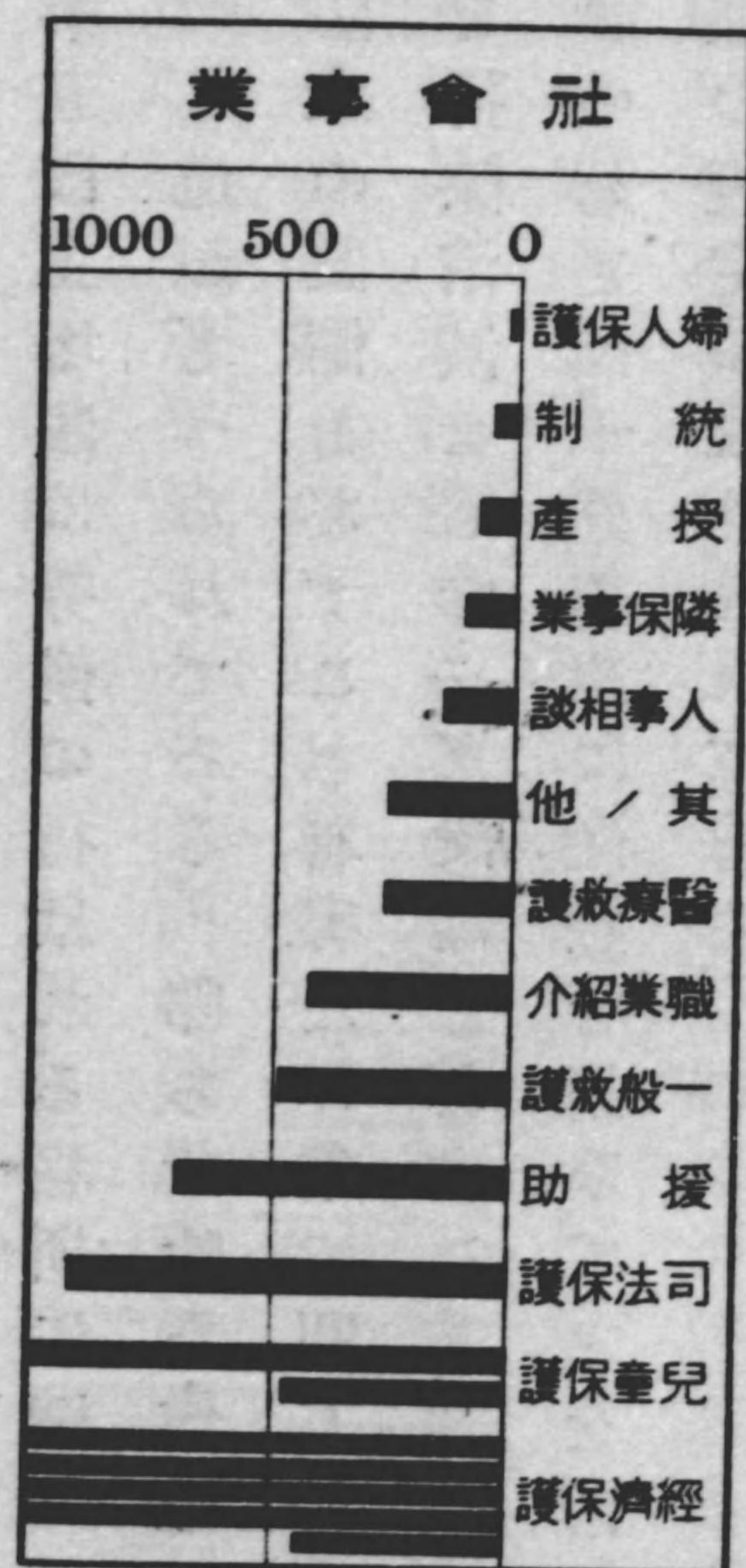
べからざるものである。

(三) 社會事業

社會事業の意義

社會政策の補充手段として、社會改善の上になくてならないものは社會事業である。社會事業とは社會政策のやうに、立法主段によつて根本的に社會問題を解決しようとするのではなく、社會生活のうちに生じた社會的弱者即ち貧者、病者、罪人などを、それらの個人的事情に應じて保護救済しようとする事業である。また

其の事業も、社會政策のやうに専ら國家の公共團體の經營に限らず、廣く私人によつて經營さ



業事會社



場産授營市京東



營市京東
堂食衆公



浴風浴
(在所市京東)



營市京東
所兒託塚大



營市戸神
院病民市

れてゐる。否寧ろ社會共榮の精神に立脚する篤志家の個人的努力を期待すること、最も切なものである。

社會事業の種類

社會事業は本來篤志家の慈善事業から發達したものであるが、今日は社會的共同生活を營む者の當然の責任として行はれ、其の種類・内容は實に多種多様であつて、廣く救貧事業・教化事業・保健事業などに互つてゐる。今日行はれてゐるものには、授産場・公益質屋・公設市場・公營住宅・公設浴場・公設食堂・職業紹介所・託兒所・宿泊所・療養所・診療所・産院・養老院・養育院・身上相談所・免囚保護事業・児童給養などがある。

社會事業の重要性

社會事業は社會政策のやうに、其の及ぶ範圍が一般的でなく、直接之を利用する人々に對してだけ便益を與へ得るに過ぎないが、其の代り其の効果は觀面に現はれる。特に社會事業は篤志家が誠意を以て當るので、之を施す者と之を受ける

○社會事業が個人的努力を特に期待する理由を問ふ

者との間にうるはしい恩義の關係を生じ、其の社會改善の上に及ぼす効果は抜くべからざるものがあり、今後ますます重要視されるべきものである。

(四) 社會改善

社會改善の共同責務

現今の社會は異常の進歩發達を遂げたといへ、現實のまゝでは決して理想的の社會ではなく、幾多の缺陷を包藏してゐる。さうしてかやうな缺陷を矯正し改善するのは、我等の共同の責任である。蓋し我等の社會は我等のものであつて、それ以外の何人のもでもないからである。

社會改善の根本方針

社會の改善は決して一部階級の利益の爲にされてはならない。常に社會團體の共存共榮といふことを目標しなければならぬ。全社會が調和の採れた渾然たる一體として成立ち、圓滿な發展を遂げつゝ、我等の其の日々の生活を安

慰快適にしなくてはならない。

然るに世の中には、往々にして社會内に於ける階級的分裂を高調し、階級的闘争を以て社會生活上の最重大事であるかの如くに説く者があり、また此等に惑はされて頻に妄動する者さへある。それ等の徒輩は我等の社會を分裂に導き、我等の共同生活を破壊しようとする者に外ならない。即ち我等の共同の敵であるから、我等は同心協力して此の恐るべき社會的破壊力に抗し、以て我等の社會を防禦しなくてはならない。

第十五 世界と日本

(一) 人類文化の發達

文化發達の道程

人類の文化は原始草昧の時代から次第に發達したのであつて、其の發達の道程は文明史の説く所によつて之を

○階級的闘争を高調するものには、さんなものがあるか

知ることが出来る。現代の進歩した國家組織をつくつてゐる諸民族は何れも大いに發達した文化を有してゐるが、併し其の間に在つても、其の文明の發達程度は多少づつ相違する所のあることを免れない。同時にまた、現代に至つてもなほ著しく低級な文化階段に在る未開民族が多數に存在し、之から諸民族間の文化を比較することによつても、人類文化の發達の道筋はよく之を知ることが出来る。

文化發達過程の一様性

人類文化發達の歴史に徴するに、人類は民族に相違があるにも拘らず、大體は同一様の文化の道程を辿つて發達するものであることがわかるが、而も其の道程は之を文化發達の階級として示すことが出来る。さうして現今の文明諸國民は其の階級を上位まで昇りつめた者であり、未開諸民族は下位の階級の何れにか立つてゐる者であつて、其の中には今後次第に上

○文化の發達には果して一定の道があらうか

段に昇り得る可能性を具へた者もあり、また到底其の望はないであらうと思はれる者もある。

文化發達過程の多様性

併しまた之と同時に考へられることは、人類文化の發達してゆく道程は、大體の方面は同一であつても、それに至る細い道筋は多少づつ異なる所のあることを認めなくてはならない。即ち各民族には其の特殊文化があつておの／＼の特色を發揮する所に大なる意義があり、人類一般的に見た文化の發達は此の變化がある爲にいよ／＼充實したものと成り、また其の發達速度も早められるものであるといふことが出来る。

特殊文化の創設

諸民族の文化相互間には切瑳琢磨が行はれ、おの／＼の异彩を發揮しつゝ、互に影響を與へつゝ、與へられつゝ、文明の一路を進みゆくのである。例へば、思想の系統にしても、倫理的なギリシヤの思想と宗教的な

へブリューの思潮とが合理してローマの文化が生れた。ローマに在つては権力的な法律思想が大いに發達したのに對して、ゲルマン人の間には郷保的な自治思想が芽を吹き、此等がすべて合體して現代西歐の文化を織り出した如きはそれである。

またインドの宗教と支那の哲學や經學がおのゝ其の源泉を異にしつゝ、流れて我が國に入り、それがやがて我が國固有の思想と合體して東洋文化の華を開き實を結んだが如きも人のよく知る所である。

現代の文化の前途

現代は之を文明諸國の状態からいふならば、前代に曾て見たことのない文化の急速な發達を遂げた時代であつて、現代文化は歴史的には發達の頂上に在るものといつて差支ない。併し之を個々の方面についていふならば、古い種々の時代に於ける文化にも誠に優れたものがあつて、現代文化の及び得な

○交通が頻繁となれば思想の系統は紊れるか

○文化は蓄積することがあるか

いやうなものも少くない。また前途を望めば、人類文化の行程はまだ中途に在つて、今後大いに開展すべきものが充滿してゐる感じがする。即ち文化の前途は際限がないといはなくてはならない。各國民たる者は今後ますます其の特色を發揮しつゝ、人類一般の文化の限りなき發達の爲に勇往邁進しなくてはならない。

(二)文化史上の我が地位

我が國文化の特色

我が國は現代の諸文化國のうち伍して、誠に押しも押されもしない地位を占めてゐる。我が國民は現代諸文化民族のうち在つて、決して肩身の狭くないだけの地歩を占めてゐる。さうして我が國と我が國民とが其の歴史に於て獨得の光輝を放つてゐるやうに、其の文化もまた特殊の色彩を示してゐる。先づ我等の言語について見よ。我等の用ひる言語ほど特殊なものはない。而も其の言語は古來多くの詩と文學とをつく

○文化の特殊性はさうして出来るか

り上げてをり、今日も現につくり上げつゝある。

次に、我が國の學問は、所謂科學の領域に於てこそ、從來歐米諸國に對して大いに遜色を示したけれども、近時に至つては長足の進歩をなしつゝあるから、遠からず精神科學に於ても自然科学に於ても、必ず優越な地位に進むのであらう。

更に藝術の方面に在つては、優劣を比較することは困難であるけれども、我が國の繪畫彫刻建築などは、歐米諸國のそれに比して、全然異なる味はひを有すると見られるほど、大なる特色を發揮してゐる。能樂演劇舞踊其他に於ても、著しい特色を有してゐることとは、一々之を縷説するには及ばない。

外來文化の日本

文化史上に於ける我が國文化の特殊性は、古くはインド支那などの文化の流を受けて、よく之に同化すると共に、またよく之を我が民族の固有の性能に同化させ、之を所謂日本化

○外來の文化でなく我が國固有の文化もあるか

することゝに於て發揮された。近くは明治維新以後盛に歐米の文化を攝取して、よく東洋文化との配合調和を圖ると同時に、更に新しい特殊文化を其の間から生れ出でさせる素地をつくり上げることに於て、大なる功業を建てることが出来た。誠に外來文化の吸収と之を日本化することは、昔から今日に至るまで、我が國民の著しい特色であつて、東洋諸民族のうち、に在つて斷然頭角を現はしてゐる。

模倣性と獨創力

人はやゝもすれば、右のやうな事實を以て我が民族の模倣性に歸し、模倣を之事とする民族は、他民族の文化が其の母體から供給されて、母體の榮養の續く限りは榮えゆくけれども、其の供給が絶たれると、それと共に枯れてゆく外はなく、かやうな獨創力に乏しい民族は文化民族として低級なものであり、其の文化の前途には多く望を囑するに足りないといふ非難しようとする。

併し此の非難は果して正しいであらうか。模倣が單に字義通りの模倣・倣從であるならば、創造力の發露と見ることは出来ないが、古來我が國に於て見たやうに、他國の文化を攝取してよく之を消化し、之に日本的の新味を加へて、外來のもの其のまゝのものとは異なる一の新しき文化をつくり出すならば、それは決して單純な模倣ではなく、創造である。我が國民にかやうな文化上の創造力がないなどは、決して信じ得られない所であつて、其の創造力なしには、決して今日の如き日本文化は生れ得るものでない。

宗教の日本化

今試に之を宗教について見よ。佛教はインドに生れ、支那・三韓を経て我が國に傳來したものに相違ないが、其の傳來以後、平安・鎌倉・室町の各時代を経てつくり上げられた佛教は我が國の佛教以外の何者であるか。之はインドに於ける原始佛教でもなければ、其の後のインド佛教でもない。支那の佛教は唐・宋

○我が國民が獨創力に乏しいといはれて來た歴史を問ふ

○佛教やキリスト教は如何にして日本化したか

以後に於て果して我が國の佛教に匹敵し得るものであるか。キリスト教もまた歐米のもの其のまゝでは決して我が國には榮え得ず、日本キリスト教となつて始めてよく繁茂することが出來たのである。

儒學藝術の日本化

支那の儒學は我が國に傳つて後、どうなつたか。本來の儒學以外に日本儒學の生育した事實を誰が否定し得よう。更に藝術方面に在つては、繪畫・彫刻・建築など、其の源泉の支那に存するものは決して少くない。併し我が國の繪畫は支那の繪畫其のまゝでなく、日本獨得の繪畫には奈良朝時代から既に頗る優秀なものがあつた。爾來宋・元の刺戟を受けてますます發達し、大和繪は勿論の事、寫生畫に於ても文人畫に於ても、我が國獨得の境地は著しく開拓された。現代の繪畫が如何に日本化されてゐるかは、之を支那の繪畫に比較すれば明かであらう。

○我が國にも四書五經以上の經學があるか

○我が國藝術の發達狀況を述べよ

其の他、陶器・漆器・金属器といはず、革製品・木竹製品などの工藝品を見て、此等を日本的のものでないと誰がいひ得ようぞ。文藝・音楽などに至つては絮説するまでもあるまい。

(三) 我が國の使命

國家的使命の自覺

かやうに文化史上に於ける我が國の特殊的地位を考へることによつて、我等は直ちに我が國の使命について深い自覺と大なる決心との湧いて來るのを感じる。實に我等は特殊の文化を有する祖國を戴き、其のうちに生れて來てゐるのである。此の特殊の文化こそ實に我等の誇であるが、また今後之を更に大いに發達させて、世界文化の發展上に重要な役割を演ずることにも實に我等の双肩にかゝる責務である。我等は我が國の固有の文化を保存すると共に、東西文化の粹を採り、以て新文化創造の國家的新使命に邁進しなければならぬ。

國家的使命の特殊理由

東西文化の長を採つて、世界新文化を創造しようといふ我が國の國家的使命の特殊の理由は、單に我が國がアメリカ大陸とアジア大陸とを繋ぐ地理上の地位に立つてゐるばかりでなく、東洋文化は我が國によつて最もよく保存され發展されてゐることと、西洋文化もまたよく攝取されてゐることとに存するといふべきである。

獨立自主の國民精神の振興

政治的に經濟的に國家の特殊の地位から解することも、其の他の文化方面に於ける特殊性を發揮することも、畢竟は國民的の獨立自主を實現しようといふに外ならない。國民も個人も同じく決して自惚れてはならないが、之と同時にまた決して自ら卑屈になつてもならない。常に自己の持すべき所を持し、守るべき所を守り、往くべき所に往くやうに心掛けることが必要である。我が國民には一面に大なるお國自慢の風が

あるかと思へば、他面には餘程歐米崇拜・歐米人敬慕の風がある。何れも適度を失つた態度である。希はくば、個人として自己の人格を尊重すると同時に、他人の人格をも尊重せよ。また國民として自國民の長所を守ると共に、他國民の長所をも尊重せよ。

世界文化の祖國日本の建設

さうして我等が我が國民として文化的努力に於て、今後一層の功績を擧げる爲には、ます／＼盛に歐米諸國の文化的成果を攝取し、よく之を消化して我がものとなすと共に、更に大いに獨創力を盡し、學問・技術・藝術など、あらゆる文化の方面に互つて大なる成績を示さなくてはならない。

前に説いたやうに、我が國古來の文化史上の功績は、多くは其の源泉を他國に仰いだのであつたが、而もそれは歐米との交渉が遮られてゐた爲に已むを得ない所であつたが、今後は我が國民自ら文化上の祖國となるやう工夫することが必要である。自ら世界文

化上に采配を振ふやうになる覺悟を持たなくてはならない。

歐米文化を吸収し始めてから、既に半世紀以上を過ぎたのではないか。もう追々世界文化の競争場裡に於て選舉權を獲得する機運が熟してもよささうである。たゞ徒に唯物的生存意義に囚はれ、國內的社會鬭争だけに熱中する時期ではあるまい。心を靜かにして聽け。世界文化の驀進する響が聞えるではないか。我等は人生の大意義に立脚し、文化史上の戰鬭團體として、共同一致、日本文化の名譽の爲に健闘しようではないか。

〔終〕

附 録

一 大日本帝國憲法

第一章 天皇

- 第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス
- 第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス
- 第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス
- 第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依リ之ヲ行フ
- 第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ
- 第六條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス
- 第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院ノ解散ヲ命ス
- 第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避クル爲緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス

此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セザルトキハ政府ハ將來ニ向テ其ノ效力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

- 第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス
- 第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各其ノ條項ニ依ル
- 第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス
- 第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム
- 第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス
- 第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス
- 第十五條 戒嚴ノ要件及效力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十六條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス
- 第十七條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス
- 第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

第二章 臣民權利義務

- 第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ

第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルコトナシ

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラルコトナシ

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サルコトナシ

第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルコトナシ公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行

集會及結社ノ自由ヲ有ス

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ要ス

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各法律案ヲ提出スルコトヲ得

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各、其ノ意

見テ政府ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得

第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ

臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之ヲ行フヘシ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラルヘシ

第四十五條 衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

第四十六條 兩議院ハ各、其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲スコトヲ得

集會及結社ノ自由ヲ有ス

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ爲スコトヲ得

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス

第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ要ス

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各法律案ヲ提出スルコトヲ得

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ再ヒ提出スルコトヲ得

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付各、其ノ意

第四十九條 兩議院ハ各、天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲ケルモノノ外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラルルコトナシ

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フル者ヲ以テ之ニ任ス

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラルルコトナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬スヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

第六章 會計

第六十二條 新ニ租稅ヲ課シ及稅率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

第六十三條 現行ノ租稅ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限ハ舊ニ依リ之ヲ徵收ス

第六十四條 國家ノ歲出歲入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協贊ヲ要セス

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歲出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歲出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續

費トシテ帝國議會ノ協贊ヲ求ムルコトヲ得

第六十九條 避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲ニ又ハ豫算ノ外ニ生シタル必要ノ費用ニ充ツル爲ニ豫備費ヲ設クヘシ

第七十條 公共ノ安全ヲ保持スル爲緊急ノ需用アル場合ニ於テ内外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十一條 帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ラサルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

第七十二條 國家ノ歲出歲入ノ決算ハ會計檢査院之ヲ檢査確定シ政府ハ其ノ檢査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

會計檢査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補則

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルト

キハ勅令ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各、其ノ總員三分ノ二以上出席

スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス

皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十五條 憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス

第七十六條 法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用キタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵由ノ效力ヲ有ス

歲出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ例ニ依ル

二 皇室典範

第一章 皇位繼承

- 第一條 大日本國皇位ハ祖宗ノ皇統ニシテ男系ノ男子之ヲ繼承ス
- 第二條 皇位ハ皇長子ニ傳フ
- 第三條 皇長子在ラサルトキハ皇長孫ニ傳フ皇長子及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇次子及其ノ子孫ニ傳フ以下皆之ニ例ス
- 第四條 皇子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ嫡出ヲ先ニス皇庶子孫ノ皇位ヲ繼承スルハ皇嫡子孫皆在ラサルトキニ限ル
- 第五條 皇子孫皆在ラサルトキハ皇兄弟及其ノ子孫ニ傳フ
- 第六條 皇兄弟及其ノ子孫皆在ラサルトキハ皇伯叔父及其ノ子孫ニ傳フ
- 第七條 皇伯叔父及其ノ子孫皆在ラサルトキハ其ノ以上ニ於テ最近親ノ皇族ニ傳フ
- 第八條 皇兄弟以上ハ同等内ニ於テ嫡ヲ先ニシ庶ヲ後ニシ長ヲ先ニシ幼ヲ後ニス
- 第九條 皇嗣精神若ハ身體ノ不治ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ前數條ニ依リ

繼承ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第二章 踐祚即位

- 第十條 天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク
- 第十一條 即位ノ禮及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ
- 第十二條 踐祚ノ後元號ヲ建テ一世ノ間ニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ

第三章 成年立后立太子

- 第十三條 天皇及皇太子皇太孫ハ滿十八年ヲ以テ成年トス
- 第十四條 前條ノ外ノ皇族ハ滿二十年ヲ以テ成年トス
- 第十五條 儲嗣タル皇子ヲ皇太子トス皇太子在ラサルトキハ儲嗣タル皇孫ヲ皇太孫トス
- 第十六條 皇后皇太子皇太孫ヲ立ツルトキハ詔書ヲ以テ之ヲ公布ス

第四章 敬稱

- 第十七條 天皇皇太后皇太后皇后ノ敬稱ハ陛下トス
- 第十八條 皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王妃親王妃内親王王妃女王ノ敬稱ハ殿下トス

第五章 攝政

- 第十九條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ攝政ヲ置ク天皇久キニ互ルノ故障ニ由リ大政ヲ親ラスルコト能ハサルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ攝政ヲ置ク
- 第二十條 攝政ハ成年ニ達シタル皇太子又ハ皇太孫之ニ在ス
- 第二十一條 皇太子皇太孫在ラサルカ又ハ未タ成年ニ達セサルトキハ左ノ順序ニ依リ攝政ニ任ス
- 第一 親王及王
- 第二 皇后
- 第三 皇太后
- 第四 太皇太后
- 第五 内親王及女王
- 第二十二條 皇族男子ノ攝政ニ任スルハ皇位繼承ノ順序ニ從フ其ノ女子ニ於ケルモ亦之ニ準ス
- 第二十三條 皇族女子ノ攝政ニ任スルハ其ノ配偶アラサル者ニ限ル
- 第二十四條 最近親ノ皇族未タ成年ニ達セサルカ又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ他ノ皇族攝政ニ任シタルトキハ後來最近親ノ皇族成年ニ達シ又ハ其ノ事故既ニ除クト雖皇太子及

皇太孫ニ對スルノ外其ノ任ヲ讓ルコトナシ

- 第二十五條 攝政又ハ攝政タルヘキ者精神若ハ身體ノ重患アリ又ハ重大ノ事故アルトキハ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ其ノ順序ヲ換フルコトヲ得

第六章 太傅

- 第二十六條 天皇未タ成年ニ達セサルトキハ太傅ヲ置キ保育ヲ掌ラシム
- 第二十七條 先帝遺命ヲ以テ太傅ヲ任セサリントキハ攝政ヨリ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シ之ヲ選任ス
- 第二十八條 太傅ハ攝政及其ノ子孫之ニ任スルコトヲ得ス
- 第二十九條 攝政ハ皇族會議及樞密顧問ニ諮詢シタル後ニ非サレハ太傅ヲ退職セシムルコトヲ得ス

第七章 皇族

- 第三十條 皇族ト稱フルハ太皇太后皇太后皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王妃親王妃内親王王妃女王ヲ謂フ
- 第三十一條 皇子ヨリ皇玄孫ニ至ルマテハ男ヲ親王女王ヲ内親王トシ五世以下ハ男ヲ女王ヲ女王トス
- 第三十二條 天皇支系ヨリ入テ大統ヲ承タルトキハ皇兄弟姉妹ノ女王女王タル者ニ特ニ親王内親王ノ號ヲ宣賜ス

第三十三條 皇族ノ誕生命名婚嫁葬去ハ宮内大臣之ヲ公告ス

第三十四條 皇統譜及前條ニ關ル記録ハ圖書寮ニ於テ尙藏ス

第三十五條 皇族ハ天皇之ヲ監督ス

第三十六條 攝政在任ノ時ハ前條ノ事ヲ攝行ス

第三十七條 皇族男女幼年ニシテ父ナキ者ハ宮内ノ官僚ニ命シ保育ヲ掌ラシム事宜ニ依リ天皇ハ其ノ父母ノ選舉セ

ル後見人ヲ認可シ又ハ之ヲ勅選スヘシ

第三十八條 皇族ノ後見人ハ成年以上ノ皇族ニ限ル

第三十九條 皇族ノ嫁婚ハ同族又ハ勅旨ニ由リ特ニ認許セラレタル華族ニ限ル

第四十條 皇族ノ婚嫁ハ勅許ニ由ル

第四十一條 皇族ノ婚嫁ヲ許可スルノ勅書ハ宮内大臣之ニ副署ス

第四十二條 皇族ハ養子ヲ爲スコトヲ得ス

第四十三條 皇族國疆ノ外ニ旅行セムトスルトキハ勅許ヲ請フヘシ

第四十四條 皇族女子ノ臣籍ニ嫁シタル者ハ皇族ノ列ニ在ラス但シ特旨ニ依リ仍内親王女王ノ稱ヲ有セシムルコトアルヘシ

第八章 世傳御料

第四十五條 土地物件ノ世傳御料ト定メタルモノハ分割讓與スルコトヲ得ス

第四十六條 世傳御料ニ編入スル土地物件ハ樞密顧問ニ諮詢シ勅書ヲ以テ之ヲ定メ宮内大臣之ヲ公告ス

第九章 皇室經費

第四十七條 皇室諸般ノ經費ハ特ニ常額ヲ定メ國庫ヨリ支出セシム

第四十八條 皇室經費ノ豫算決算検査及其ノ他ノ規則ハ皇室會計法ノ定ムル所ニ依ル

第十章 皇族訴訟及懲戒

第四十九條 皇族相互ノ民事ノ訴訟ハ勅旨ニ依リ宮内省ニ於テ裁判員ヲ命シ裁判セシメ勅裁ヲ經テ之ヲ執行ス

第五十條 人民ヨリ皇族ニ對スル民事ノ訴訟ハ東京控訴院ニ於テ之ヲ裁判ス但シ皇族ハ代人ヲ以テ訴訟ニ當ランメ自ラ訟廷ニ出ルヲ要セス

第五十一條 皇族ハ勅許ヲ得ルニ非サレハ勾引シ又ハ裁判所ニ召喚スルコトヲ得ス

第五十二條 皇族其ノ品位ヲ辱ムルノ所行アリ又ハ皇室ニ對シ忠順ヲ缺クトキハ勅旨ヲ以テ之ヲ懲戒シ其ノ重キ者

ハ皇族特權ノ一部又ハ全部ヲ停止シ若ハ剝奪スヘシ

第五十三條 皇族遺產ノ所行アルトキハ勅旨ヲ以テ治産ノ禁ヲ宣告シ其ノ管財者ヲ任スヘシ

第五十四條 前二條ハ皇族會議ニ諮詢シタル後之ヲ勅裁ス

第十一章 皇族會議

第五十五條 皇族會議ハ成年以上ノ皇族男子ヲ以テ組織シ内大臣樞密院議長宮内大臣司法大臣大藏院長ヲ以テ參列セシム

第五十六條 天皇ハ皇族會議ニ親臨シ又ハ皇族中ノ一員ニ命シテ議長ヲラシム

第十二章 補則

第五十七條 現在ノ皇族五世以下親王ノ號ヲ宣賜シタル者ハ舊ニ依ル

第五十八條 皇位繼承ノ順序ハ總テ實系ニ依ル現在皇養子皇猶子又ハ他ノ繼承タルノ故ヲ以テ之ヲ混スルコトナシ

第五十九條 親王内親王女王王ノ品位ハ之ヲ廢ス第六十條 親王ノ家格及其ノ他此ノ典範ニ概觸スル例規ハ

總テ之ヲ廢ス

第六十一條 皇族ノ財産歳費及諸規則ハ別ニ之ヲ定ムヘシ

第六十二條 將來此ノ典範ノ條項ヲ改正シ又ハ増補スヘキノ必要アルニ當テハ皇族議會及樞密顧問ニ諮詢シテ之ヲ勅定スヘシ

皇室典範増補 (明治四十年二月十一日發布)

第一條 王ハ勅旨又ハ情願ニ依リ家名ヲ賜ヒ華族ニ列セシムルコトアルヘシ

第二條 王ハ勅許ニ依リ華族ノ家督相続人トナリ又ハ家督相続ノ目的ヲ以テ華族ノ養子トナルコトヲ得

第三條 前二條ニ依リ臣籍ニ入りタル者ノ妻直系卑屬及其ノ妻ハ其ノ家ニ入ル但シ他ノ皇族ニ嫁シタル女子及其ノ直系卑屬ハ此ノ限ニ在ラス

第四條 特權ヲ剝奪セラレタル皇族ハ勅旨ニ由リ臣籍ニ降スコトアルヘシ

前項ニ依リ臣籍ニ降サレタル者ノ妻ハ其ノ家ニ入ル

第五條 第一條第二條第四條ノ場合ニ於テハ皇族會議及樞密顧問ノ諮詢ヲ經ヘシ

第六條 皇族ノ臣籍ニ入りタル者ハ皇族ニ復スルコトヲ得ス

第七條 皇族ノ身位其ノ他ノ權義ニ關スル規程ハ此ノ典範

ニ定メタルモノノ外別ニ之ヲ定ム

皇族ト人民トニ涉ル事項ニシテ各々適用スヘキ法規ヲ異

ニスルトキハ前項ノ規程ニ依ル

第八條 法律命令中皇族ニ適用スヘキモノトシタル規定ハ

此ノ典範又ハ之ニ基ツキ發スル規則ニ別段ノ條規ナキト

キニ限リ之ヲ適用ス

皇室典範增補(大正七年十一月二十八日發布)

皇族女子ハ王族又ハ公族ニ嫁スルコトヲ得

最新公民科提要

第三修正版

全二册

檢印

前後篇 定價 七十七錢
前後篇 定價 七十五錢

昭和六年一月一日印
昭和六年八月四日修正再版印刷
昭和六年十一月二十四日修正三版印刷
昭和八年七月二十七日修正四版印刷
昭和八年十月十四日修正五版印刷
昭和十年九月十七日修正六版印刷

昭和六年一月四日發行
昭和六年八月八日修正再版發行
昭和六年十一月二十八日修正三版發行
昭和八年七月三十一日修正四版發行
昭和八年十月十八日修正五版發行
昭和十年九月二十一日修正六版發行

著者

河田嗣郎

發行者

株式會社 東京開成館

代表者 松本繁吉

印刷者



高橋郁

發行所

東京市小石川區小日向水道町八十四番地

株式會社 東京開成館

〔振替貯金口座〕東京五三三三番
〔電話〕大塚(86) 3131
3132
3133
3134
3135



368
299

